

2024年5月30日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 大橋 沙織

2024年6月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

長引く物価高騰などが暮らしと生業に深刻な影響を及ぼしています。実質賃金の低下が止まらず、3月の実質賃金は前年同月比2.5%減で24カ月連続の減少（毎月勤労統計調査）、比較可能な1991年以降で過去最長となりました。東京商工リサーチの発表によれば、2023年度の県内企業倒産件数は92件（負債額1千万円以上）と前年度より25件増え、東日本大震災・原発事故後最多となりました。このうち新型コロナ関連倒産は41件、大震災関連倒産は5件、10億円超の大型倒産も1件発生しており、中小零細企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうした中、国政では自民党の金権腐敗問題をめぐり政治資金規正法改定案の審議が続いていますが、自民党改定案では裏金の原資となった企業・団体によるパーティー券購入を含め、企業・団体献金の禁止に全く触れていません。同党は、事件の真相解明にも背を向け、金権腐敗への反省は皆無です。法人税減税が繰り返されたこの20年間で自民党が受け取った企業・団体献金は実に464億円にも上っており、企業・団体献金の全面禁止こそ必要です。

自民党政治への批判の高まりは世論調査で明確に表れています。JNN世論調査(5/4～5実施)でも、「自公政権から政権交代」が48%、「継続」が34%と政権交代を求める声が多数になっています。自民党支持率も前回から3ポイント下落の17%で、立憲民主党の支持率20%を下回り、政権交代を求める声が多数になっています。

4月の衆院3補欠選挙（東京15区、島根1区、長崎3区）は、野党候補が完勝し岸田政権とその補完勢力へ明確な不信任が示されました。日本共産党は党公認候補擁立を取り下げ、日経4/30付では「立民3勝に共産寄与」と報じるなど、末期的状況の岸田政権に対し、市民と野党の共闘再構築への一歩が築かれました。また、5/27投開票の静岡県知事選でも自民党推薦候補が敗れ、立民・国民推薦の知事が当選しました。

岸田政権の「戦争する国づくり」も重大事態です。4月の日米首脳会談では、米軍の指揮統制システムの中に自衛隊が組み込まれ、自衛隊が無制限に武力行使を拡大することにつながる「シームレスな（切れ目のない）統合」など、憲法破壊の一層危険な政策を推し進めていくことを表

明、憲法蹂躪の歴史的大変質です。また、経済秘密保護法や改定防衛省設置法、次期戦闘機共同開発条約承認など「戦争する国づくり」への道を踏み固める重大な法案等が、多くの国民に中身が伝えられないまま成立、どれも日本の今後に大きな影響を与えるものです。さらに、審議中の地方自治法改定案は、政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、国に地方自治体への広範な「指示権」を与え、自治体を国に従属させる仕組みをつくるものです。憲法が保障する地方自治を根底から踏みにじるもので、許されません。5年間で43兆円、GDP比2%を目指すとする防衛費増大によって暮らしが押しつぶされていくことは必至で、地方にも重大な影響を及ぼします。県は国の強権政治から県民を守るために、役割を発揮するときです。

県議団は4月、避難地域の医療・介護の減免措置継続を求める政府交渉、5月13～14日には原発被災地を訪問しました。原発事故の廃炉の見通しも立たない中、原発の再稼働はあり得ないこと、漁業者をはじめ県民の納得が得られていないALPS処理水海洋放出の中止を被災県から発信すべきです。

深刻化する気候危機対応も緊急的課題です。化石燃料による発電の削減、とりわけ石炭火力発電からの一刻も早い離脱が求められています。4月イタリアで開かれたG7の気候・エネルギー・環境相会合は、共同声明として不十分ながらも石炭火力発電の廃止時期に初めて言及、こうした中、日本政府が石炭火力発電を温存しようとしていることはもはや許されません。

物価高騰や災害、「戦争か平和か」が問われる今、岸田政権の暴政に地方からモノを言い、県民の暮らし・生業を守る対策が必要です。県はこの立場で考え得るあらゆる方策をとるよう求めるものです。以上の観点に立ち、6月定例県議会に関し下記の項目について要望します。

一、岸田政権の強権政治と対峙し、県民のいのちと暮らし、生業を守る県政を

- 1、自民党のパーティー券・裏金づくりは、組織ぐるみの犯罪であり、企業・団体による政治献金は、政治を歪める賄賂であり、民主主義の根幹を揺るがす重大問題である。企業・団体献金の全面禁止を盛り込んだ政治資金規正法の抜本改正を行うよう、政府に強く求めること。
- 2、物価高騰が止まらず、今後も食料品はじめ様々な分野の値上げが続いている中、政府は電気料金など政府の物価高騰対策を相次いで打ち切るとしているが、引き続き国に支援継続を求めること。県としても、県民生活を直接応援する対策を独自に講ずること。
- 3、定額減税の6月実施に向け、市町村や事業所の事務量が大きな負担となっている。政府に対策を求め、県としても支援策を講ずること。
- 4、新型コロナと物価高騰にアベノミクスによる異常円安も加わり、県内でも倒産や廃業が増えている。すでに、世界の109カ国（24年1月）が、経済対策として効果がある消費税の減税を実施している。国民への減税効果が大きい消費税5%への減税を直ちに実施し、インボイスは廃止するよう国に求めること。
- 5、今国会で、日米首脳会談の合意に沿った法律が次々に強行された。兵器の共同開発・輸出を進めるため科学技術全体を軍事に動員する「経済秘密保護法」、自衛隊を米軍の指揮下に組み

- 込む「改定防衛省設置法」、軍事産業を支援する「次期戦闘機共同開発条約」の承認、国の指示・代執行などの強力な関与を導入する“法定受託事務”ばかりか、“自治事務”まで国が指示できる仕組みを設け地方自治まで破壊する「地方自治法の改定」を強行するなど、憲法9条に反する「戦争する国家づくり」は許されないと政府に求めること。
- 6、本県のイノベーション・コースト構想など先端産業のロボットテストフィールドや各研究機関や先端技術を、軍事利用させないこと。
 - 7、県の原発事故からの復興の在り方については、原発事故から13年経過してもなおふるさとに帰還できない避難者が多く取り残されていることから、避難者置き去りの復興ではなく「人間の復興」を進め、避難者の暮らしと生業を再建する継続した支援を国に求めること。
 - 8、原発避難地域の医療・介護の減免措置は、避難住民の「命綱」である。解除後10年で打ち切る国の方針を見直し、今後も継続するよう国に求めること。
 - 9、復興支援として公共事業やさまざまな施設整備に多額の復興予算を投じてきたが、今後、維持管理費等が県や避難市町村を含め県内自治体の重い負担となりかねないことから、長期の財政面での支援を国に求めること。
 - 10、ALPS処理水海洋放出は、漁業関係者をはじめ県民・国民の理解も納得も得られていない。海洋放出中止を国に求めること。
 - 11、国のエネルギー基本計画を見直し、原発事故被災県の知事として、クリーンエネルギーなどとして原発を推進するGX法の廃止を求めること。また、技術的にも経済的にも課題があるCO2を地下に埋め込むCCSは見直すこと。
 - 12、県が今年秋に制定するカーボンニュートラル条例については、「世界への人権保障」との観点に立つこと。脱炭素社会の実現をめざすとしているが、CO2を大幅に排出する石炭火力発電所の廃止を国と事業者に求め、石炭火力発電所の集中立地県の本県も事業者に廃止を求めること。
 - 13、人口減少対策が地方の共通の課題になっているが、県外へ若者や女性の流出が多いのは、都道府県間の賃金格差が要因の1つである。最低賃金を、欧米諸国並みに全国一律時給1,500円以上への引上げを国に求めること。
 - 14、今年度から、あらゆる職種に働き方改革と労働時間の短縮が求められているが、物価高騰に実質賃金が追いついていない。県内中小企業でも賃金引上げが進むよう、岩手県や山形県が実施している県の補助制度を創設すること。
 - 15、政府の財政制度等審議会は、軍事費増額を前提に社会保障・教育削減を求める建議書をまとめたが、過去最大規模の530兆円もの内部留保金をため込んでいる大企業や富裕層にこそ応分の税負担を求め、軍事費を減らして社会保障と教育予算を拡充すべきである。「社会保障は経済」との観点に立ち、社会保障費と教育費の負担軽減を図るよう国に求めること。
 - 16、高齢者や非正規雇用者の加入が多い国民健康保険税は、今でも重い負担となっており、滞納世帯も増えている。国民皆保険の観点から市町村を支援し、県として国保税の引き上げはしな

いこと。

- 17、子ども・子育て支援法の改定は、国による学校給食費の無償化も、高等教育の学費の無償化も、奨学金返済負担の軽減策もなく限定的である。そのうえ、支援金を医療保険料に上乗せして国民全体から徴収するとしているが、同じ年収でも被用者保険と国保では2～3倍も格差があるなど問題が多いことから制度そのものの廃止を求めること。
- 18、県の防災基本条例の制定にあたっては、「被災者の人権保障」を文言に盛り込んだ条例とすること。
- 19、気候危機や戦争によって世界的な食料危機・食料不足となっているが、食料自給率に国が責任を持たない「食料・農業・農村基本法」が強行された。生産県の本県から見直し・廃止を国に求めること。
- 20、国の農業予算を大幅に拡充し、農家の所得補償と農産物の価格保障、飼料・資材高騰にあえぐ畜産農家への直接支援、新規就農者への支援拡充を国に求めること。
- 21、来年の「大阪・関西万博」に、県内の学校でも児童・生徒の修学旅行先に選定する動きがでている。しかし、会場の夢洲は有害物質などが埋め立てされメタンガスが発生しており、今年3月末には天井まで壊れたガス爆発事故が発生するなど、安全性が担保されていない。大阪万博に子どもたちを動員するのは中止すること。
- 22、本県の教員不足は深刻であり、正規の教員を増員すること。教員不足を招いている異常な長時間労働の是正、教員の残業代不支給制度と標準法の見直しを国に求めること。
- 23、災害が続く本県は県職員が不足していることから正規の県職員を増員すること。また、老朽化している県の官舎を廃止し、民間住宅の借り上げを検討するなど、職員の住環境の改善を図ること。

二、原発回帰を許さず、原発ゼロ、処理水海洋放出ストップ、県民の復興を

(1) 原発事故対応について

- 1、福島原発事故は終わったかのような原発回帰政策を許さず、原発ゼロを国に求めること。
- 2、福島第一原発の廃炉作業で重大事故が連続発生していることから、今後長期に及ぶ廃炉作業は多重下請け構造を見直し、国と東電が責任をもつ体制を構築すること。
- 3、廃炉に従事する作業員の危険手当が適正に支払われるよう、事業者に徹底するとともに、抜き打ち調査で実態を把握し必要な是正を求めること。
- 4、第一原発1号機原子炉本体の脆弱性を専門家が指摘していることを深刻に受け止め、県として安全性の確認を行うため専門技術者に調査を委託すること。
- 5、増え続ける汚染水抑制のための局所止水工法は、作業員の被ばく量が多いことが懸念される。汚染水抑制対策は、地質の専門家が提案する広域遮水壁と集水井の組み合わせの工法を真摯に検討し実施するよう求めること。
- 6、ALPS 処理水海洋放出は中止を国と東電に求めること。

7、放射性物質が海洋の生態系に及ぼす影響について、科学的調査に取り組むとともに、海洋放出の総量規制を国と IAEA に求めること。

(2)被災者、避難者、避難地域の支援

1、原発事故から 13 年が経過した本県の復興は、全ての県民が被災者の立場で、県民参加の暮らしと生業復興の原点に立ち返ること。

2、第二期復興期間終了後の復興は、住民の意見をよく聞き必要な住民要求に基づく財源確保を国に求めること。

3、原発事故から 13 年が経過しても避難市町村の居住率が 3 割に留まっている現状を踏まえ、住民の命綱である医療・介護の減免措置は、避難指示解除から 10 年での段階的打ち切りを見直し、継続を国に求めること。

4、避難区域の農業再開は地域全体の農地で 5 割を超え、浪江町も農地は 5 割となっているが農家戸数では 1 割にも満たないと報告されている。農業の復興は大規模化・機械化のスマート農業優先ではなく、農家が生きがいと希望をもって就農できる環境整備を最優先にすること。

5、復興関連事業で導入した大型設備や機械の更新についても補助対象とするよう、制度を見直し住民負担を軽減すること。

6、帰還困難区域の除染は、帰還意思の有無にかかわらず希望する全ての住宅を対象とし、解体除染を行うことで被災者生活再建支援法の適用を受けられるようにすること。

7、帰還困難区域に帰還する住民のための重要なインフラである生活用水確保については、水が出るまで井戸掘りを保障するよう東電に求めること。

8、避難者の正確な実態把握に努めるとともに、増加する公営住宅での孤独死防止のためにも生活支援相談員の増員など、支援体制を強化すること。

9、国は、今年度中に本県にある中間貯蔵施設の除去土壌の搬出、再利用の方針を示したいとしている。全国で実証事業が暗礁に乗り上げる下で、安易な再利用は行わないよう求めること。

10、原発事故の賠償に関し、国の第五次追補による追加賠償が早期に支払われるよう事務処理の迅速化を東電に求めること。原発裁判の原告がいる世帯に支払いを遅らせる差別扱いは直ちに解消するよう東電に求めること。

11、原発事故の避難指示区域外の賠償について、生業判決に基づく国の第 5 次追補では、すでに支払った精神的賠償 8 万円と生活費増加分の追加費用 4 万円のうち、追加費用 4 万円の扱いについては東電の判断に委ねたことから、東電は生活費用 4 万円を精神的賠償に含めた 12 万円を差し引いた 8 万円を精神的追加賠償金とした。

一方、いわき市民訴訟判決では、追加費用 4 万円は精神的賠償ではないとし、賠償総額 30 万円から精神的賠償 8 万円を除いた 22 万円を追加賠償とした。

第 5 次追補といわき市民訴訟では扱いが異なる結果となっているが、いわき市民訴訟の賠償を基準に、第 5 次追補で明記しなかった追加費用 4 万円は、精神的賠償から除いて追加賠償を

支払うよう東電に求めること。また、いわき市民訴訟判決に基づき、全てのいわき市民に対し、精神的追加賠償 22 万円の新たな賠償指針の改定を国に求めること。

12、国や県が復興の目玉とする F-REI の研究に 1 千億円を投じ、環境整備も今後行われることとなる。過大な投資とならないよう県は慎重に対応すること。

三、気候危機対策、エネルギー、災害対策について

(1) 気候危機対策、エネルギーについて

- 1、国は温暖化対策として CO₂ を地中に埋設する CCS 推進法を成立させたが、安全性の問題や巨額な資金が必要など、課題が多く未確立の技術である。同法は石炭火力発電所の延命につながるものであり、実施しないよう国に求めること。
- 2、地球温暖化対策に逆行する石炭火発の廃止について、県として国と事業者に要請するとともに、再生可能エネルギーの拡充に当たっては、県民参加型の自家消費型再エネ普及に向け、技術開発や普及のための支援を強化すること。
- 3、経済産業省が定める優先給電ルールにより、再生可能エネルギーの電気の買い取りを電力大手が一方向的に停止する「出力抑制」は、再エネ普及の障壁となっている。原発や石炭火力発電推進をやめ、再生可能エネルギーを主力電源と位置付け、出力抑制はやめるよう国に求めること。
- 4、再生可能エネルギー推進に当たっては住民生活や自然環境保護の観点が必要である。県内各地でメガ発電による大規模な森林伐採などが大問題となっている。メガ発電を規制し自然環境等を守る条例を制定すること。
- 5、異常気象のもと、今夏も酷暑が予想されている。クーリングシェルターなどの設置は、民間にも積極的に協力を求め、生活圏内の身近なところでの設置を広げること。設置場所の明示など周知徹底すること。
- 6、省エネ家電買い替え補助事業を県独自に実施すること。
- 7、県有施設にソーラーパネルなどの設置を促進すること。
- 8、PFAS 有機フッ素系化合物による環境汚染が県内でも明らかになったことから、河川の検査箇所を増やすなど検査体制を拡充し、汚染が確認された事業所は改善まで指導を徹底すること。
- 9、米沢市の栗子山風力発電設備計画は、県北地区の生活用水を供給する摺上川ダムへの影響も懸念されることから、山形県に対して設置を認めないよう要請すること。

(2) 災害対策について

- 1、避難所の生活環境整備が適切に行われるよう、必要な資材の確保と保管について市町村を支援すること。県が備蓄している避難資器材の保管場所について、一極集中型だけでなく孤立しやすい地区には分散保管も行うこと。
- 2、停電時の避難所電源確保のため、自家発電設備、太陽光発電設備等を優先的に整備し、避難

所へのエアコン設置を必須要件とすること。

- 3、災害時に避難所となる学校に蓄電池を設置すること。
- 4、避難所で温かい食事が提供できるよう、前もって事業者との協定を締結すること。
- 5、日常的な河川管理を強化するため、河川の管理基準を策定し定期的な浚渫を行い豪雨時の流量を確保すること。適切な遊水池の設置、田んぼダムの整備を促進すること。

四、医療・福祉の拡充、公共交通、住宅対策について

(1) 医療・福祉の拡充について

- 1、特に深刻ないわき市の医師不足解消のため、県立医大からの派遣を大幅に増やすこと。
- 2、県立医大卒業者の県内定着を推進すること。
- 3、不妊治療は43歳の年齢制限を設けているが、制限年齢を超えても継続治療が受けられるよう制度の拡充についての検討を国に求めること。
- 4、看護師の処遇改善を進め不足の解消を図ること。看護師需給計画を見直すこと。
- 5、介護保険事業の国庫負担率の大幅引き上げを国に求め、保険料の負担軽減を図ること。訪問系介護報酬を元に戻し、更なる引き上げを国に求めること。全国最下位クラスにある介護職員充足率を引き上げるため、県は特別な処遇改善に取り組むこと。
- 6、県内での高齢者の補聴器購入支援は7市町村と進んでいる。南相馬市や川俣町では、最大10万円の支援が行われるようになった。高齢者の補聴器購入補助を県の事業として実施すること。
- 7、非課税世帯、生活保護世帯のエアコン設置が促進できるよう、福祉資金利用を県として進め、また、電気代の補助を実施すること。国に対し生活保護世帯の夏季加算の創設を求めること。
- 8、保育士の配置基準は一部見直しされたが、さらなる見直しを求めること。
- 9、放課後児童クラブの国の運営費基準を大幅に引き上げるよう引き続き求めること。公立の放課後児童クラブにおいても処遇改善が進むよう市町村に要請すること。
- 10、障がい者総合支援法に基づく報酬基準を大幅に引き上げるよう引き続き国に求め、事業所に働く職員の処遇改善を図ること。県の委託事業については、県が独自加算を行うこと。
- 11、国保事業について
 - ①国保運営方針を見直し、2029年度の国保税統一化を削除するとともに、保健事業等市町村の独自の取り組みを尊重し支援すること。
 - ②物価高騰の下で、高い国保税の支払いに苦慮し国保税滞納となっている世帯への短期保険証や資格証明書の発行及び差し押さえは行わないよう市町村を支援すること。
 - ③子育て支援の一環として国保税の均等割りを全額免除する市町村を県として支援するとともに、県内の子どもの均等割り全額免除を実施すること。
 - ④原則12月2日からマイナ保険証が導入される。マイナ保険証のトラブルに留まらず、マイナカードの偽装事件が相次ぐなど、マイナンバーカードへの信頼が揺らいでいることからマイナ保険証は中止すること。現行の保険証でも1年間は医療を受けられる、申請により資格

確認書が発行されればマイナ保険証がなくても医療が受けられることを周知徹底すること。
資格確認書は、マイナ保険証を持たないすべての人に送付し保険医療が受けられない人をなくすよう市町村を支援すること。

12、新型コロナウイルス感染症対策について

- ①無料検査の再開及び新年度もワクチン接種と治療薬の公費負担継続を国に求めること。
- ②高齢者等を対象とする定期接種は自己負担を無くすとともに、それ以外で希望する人の個人負担を軽減するよう国に求めること。
- ③インフルエンザと同時流行を踏まえ、インフルエンザのワクチン接種補助を高齢者に限定せず一般にも拡大すること。
- ④コロナ治療薬が大量に使われず廃棄処分されようとしている。廃棄ではなく、無料で治療薬として利用されるよう国に求めること。

13、昨年の県内の人口 10 万人当たりの自殺率が 21.8 人で全国 4 位の実態から対策を強化すること。若年層に多い深刻な事態を踏まえて、子どもの権利委員会の勧告も踏まえ、子どもの人権保障に真剣に取り組むこと。

14、県内でも紅麹サプリメント服用による被害の相談が寄せられている。安全性の確認がされない機能性表示食品は制度を廃止するよう国に求めること。

15、鏡石町等が実施するサポカー補助金は、ペダルの踏み間違いによる事故を防止する有効な対策であり、全国の自治体で広がっている。県として市町村を支援し実施すること。

16、水道管の耐震化率の引き上げが全国的課題となっている。本県の耐震管率は全国平均を下回っていることから、住民負担とならないよう水道事業者への支援策を講じること。

(2) 地域公共交通対策について

- 1、いわき市で路線バスを運行する新常磐交通が、今年 4 月から市内のバス路線を大幅に減便したことから利用者から悲鳴が上がっている。減便前に戻せるよういわき市に対し支援を行うこと。国に対しても自治体をまたぐ補助金がいわき市にも該当するよう求めること。
- 2、バスの運転手確保が困難になっていることから、運転手確保のため賃金引き上げ等処遇改善のために、県は直接支援を行うこと。
- 3、県の事業として高齢者のバス・電車代無料のシルバーパス制度を創設し、利用人数を増やし、路線の維持につなげること。また、タクシー代補助を行い気軽に外出ができるようにし、高齢者の社会参加や健康増進につなげること。
- 4、阿武隈急行をはじめ、県内鉄道網の路線維持に向けた取り組みを強化すること。

(3) 住宅政策について

- 1、「住まいは人権」の立場で施策を推進すること。
- 2、単身の若者の公営住宅入居要件の緩和を県として促進し、市町村を支援すること

- 3、公営住宅の家賃減免は県の基準に準じて行われるよう、市町村を支援すること。また、県営住宅のように入居条件の保証人を不要とすること。
- 4、住宅セーフティネットが県内全域に広がるよう市町村を支援すること。
- 5、空き家対策特別措置法改定で空き家対策が強化されたが、実態調査及び危険性が高い家屋の撤去を促進すること。解体助成制度の周知について市町村を支援すること。
- 6、県の空き家リフォーム助成は、県内市町村間の移住者も対象とすること。
- 7、地震の多発を踏まえ、耐震基準改定前に建築された住宅の耐震診断を促進し、簡便な方法も取り入れ、必要な耐震補強を支援すること。

五、商工業・観光・農林水産業の振興について

(1) 商工業・観光業の支援

- 1、コロナ禍で打撃を受けた中小企業に物価高騰が追い打ちをかけ、県内でも倒産に追い込まれる事業者が増加している。廃業・倒産になる前に相談、支援を行う体制を強化すること。そのため、地域の商工会の相談体制の支援を強化すること。
- 2、東日本大震災で被災し借入金の償還を行っている事業者が、償還困難に陥っている場合に、事業者を救済するための国の支援制度の周知・活用を図り県内事業者の事業継続を支援すること。借入資金の金利引き上げを通知された県内事業者が35%に上ると報道されていることから、利子補給などの支援を強化すること。
- 3、物価高騰の中で厳しい経営を強いられている中小零細事業者へ、県としての直接支援策を講じること。その一環として現在実施している省エネ設備補助の継続、増額を図ること
- 4、社会保険料事業主負担が未納の事業者への厳しい保険料取り立てで、廃業に追い込むことのないよう社会保険庁に求めるとともに、税と同様の徴収猶予等の措置が受けられることを事業者に周知徹底すること。
- 5、事業承継が困難な中小零細事業者に対し、地域のまちづくり、文化継承の観点からも県独自に後継者育成支援制度を創設し支援を強化すること。
- 6、都市と農村の協働によるまちづくりで地域商店街振興に取り組む地域を、県として支援すること。
- 7、県内観光地振興のため、県外やインバウンドの呼び込み頼みだけでなく、高齢者の温泉地利用支援等県民が利用しやすい環境を整備すること。
- 8、旅館業者と農家のコラボで、果物等県内農産物を積極的に活用し宿泊客や観光客に県内農産物の価値を理解し宣伝してもらう取り組みを強化すること。
- 9、建設業法改定で、標準労務費を事業者徹底することで建設労働者の処遇改善を図る、実質的な公契約制度がつけられる。県は公共事業の発注者として県内事業者には法改定の趣旨を徹底すること。
- 10、福島市の東口駅前開発が暗礁に乗り上げている。県都の玄関口として県はまちづくりについ

- て市との協議を進めつつ、市民が希望する整備が図られるよう支援すること。
- 11、県の住宅リフォーム助成制度を創設し、県内中小事業者の仕事起こしにつなげること。
 - 12、県労働委員会の労働者委員の選任にあたっては、系統別労働組合に配慮すると国の選定方針に基づき、連合とともに労働組合のもう一つのローカルセンターである県労連の代表も加えること。
 - 13、本年7月3日からの新紙幣発行に伴い、自動食券販売機等の更新が必要となり、数十万円から100万円の負担が生じるため、事業者からは支援を求める要望が出されている。自動券売機の更新は国の施策によるものであることから、事業者の更新費用に補助するよう国に求めるとともに、県も支援すること。

(2) 農林水産業の振興

- 1、食料・農業・農村基本法改定で棚上げされた食料自給率の向上は、食料輸入県となった本県の食料確保の観点からも重要課題であり、県として向上の目標を持った取り組みを行い、食料安定確保に努めること。食料供給対策法は農家に栽培作物を指示し、従わなければ罰則を科すとしているが、県は農家の自由な食物栽培する権利を保障すること。
- 2、国も県も農業支援の柱がスマート農業に移行し、日本の農業を担ってきた大半を占める家族経営型農家を置き去りにしようとしている。本県農業基盤を弱体化し農業の衰退を招くことは明らかである。家族経営型農家への支援を強化すること。
- 3、スマート農業の掛け声で、補助金を活用したIT化・機械化が進んでいるが、初期投資の補助はあっても設備機械の更新補助がないため、農家は更新時負担に苦しんでいる。農業の機械化にあたっては、更新時の補助制度を創設し農家負担を軽減すること。
- 4、原発事故によって本県の水産物やコメ、畜産物等の価格は、全国平均を下回る状態が固定化し、条件不利地域になった。国は不利な条件をカバーする仕組みを構築し本県農業再建に責任を持つとともに、その具体施策としての価格保証・所得補償制度を国に求めること。
- 5、農家への直接支援となる中山間地直接支払い制度及び多面的機能直接支払制度の適用拡大を進めること。支払いは団体ではなく個々の農家への直接支払いとすること。
- 6、新規就農者が増加する中で、安全安心な食料生産を願う有機農業への関心も高まっている。県として、みどりの食料システム戦略の独自目標を持ち、若者の営農意欲を引き出す取り組みを進めること。
- 7、新規就農者の支援事業には制約が多く、利用しやすいものに改善を求める要望が出ている。指導者の認定を受けた農家の就農指導に限定せず、親元就農の新規就農者にも国の支援金が給付されるよう制度の見直しを求めること。当面、県として独自支援制度をつくり新規就農者の育成を図ること。
- 8、国際的に取り組みが進む小規模な家族農業によるアグロエコロジー(生態系と調和した持続可能な農と食の在り方)への転換に呼応した本県の取り組みを強化し、すでに取り組んでいる

農家を支援すること。

- 9、多品目生産を特徴とする本県農業の特性を生かし、強みに変えるよう農家への支援を強化すること。また、定年帰農や半農半Xなど多様な農業経営形態を支援すること。
- 10、林業アカデミーを修了し県内の林業に従事する若者が増加している。新規就業者が希望をもって働けるよう、県内の林産材活用を促進する川上から川下までの体系的な支援計画を策定し支援すること。
- 11、県の公共施設への県内林産材活用を促進すること。
- 12、メガ発電設備設置のための林地開発による環境破壊で自然災害の発生や景観の悪化を懸念する事例が県内各地で起きている。県として、環境保全条例、河川管理条例等の条例制定で県内の森林保全等の環境保護に努めること。

六、若者・子育て支援、教育の充実を

(1) 若者・子育て支援について

- 1、国公立の学費を年間150万円に引き上げるなど、文部科学省の審議会で学費値上げが議論されていることに対し、学生や保護者から悲鳴が上がっている。学費の値上げは行わないよう国に求めるとともに県としても学費値上げはしないこと。
- 2、高等教育での県の給付型奨学金制度を創設するとともに、奨学金の返済補助を拡充すること。高校授業料は私学も含めて実質無償にすること。
- 3、3歳未満の保育料無料化が県内でも20市町村に広がっている。県として実施すること。
- 4、こども誰でも通園制度は、子どもの安全性や保育士の負担などの課題があることから、保育士の処遇改善と配置基準の抜本改善を図り、公的保育を拡充するよう国に求めること。
- 5、若者への家賃補助など住まいの確保に向けた支援を行うこと。

(2) 教育の充実について

- 1、30人学級が組めないほど教員不足は深刻である。国は教員の長時間労働について、給特法を改定し時間外勤務に対して割増率を4%から10%に引き上げようとしているが、残業代は実態に見合う支払いにするとともに、教員不足は標準法の抜本見直しで正規教員を増員するよう国に求めること。県独自に正規教員を増やすこと。
- 2、教育予算を大幅に増やし、教育の充実を図ること。
- 3、学校給食費無償化が県内過半数の市町村で実施されている。憲法26条に基づき給食費は無償とするよう国に求め、当面県として実施すること。さらに教材費などその他の保護者負担をなくすため、県は実態を調査し市町村を支援すること。
- 4、学校給食に各市町村が地産地消の有機食材を活用できるよう支援すること。
- 5、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを増員し、全校に常勤配置すること。スクールサポートスタッフの処遇改善を行い、学校規模に合わせ増員すること。

- 6、特別教室のエアコン電気代の保護者負担を解消すること。体育館での熱中症対策や災害時には避難所になることをふまえ、エアコンや輻射パネルなど空調設備を設置すること。
- 7、東北6県では岩手県と福島県のみ保護者負担としている高校生のタブレット端末を無償貸与とすること。
- 8、過度の競争を煽り、児童・生徒や保護者の精神的な負担となっている全国学力・学習調査への参加を中止し、県の学力・学習調査も中止すること。
- 9、いわき市南部に特別支援学校を設置すること。
- 10、今年度から性と健康に関する相談窓口が整備されたが、包括的性教育の観点で取り組むこと。
- 11、県立博物館では燻蒸施設が改修されておらず、展示スペースも縮小せざるを得ない状況が続く、県内の他の博物館でも収蔵庫不足が課題となっている。県の文化財予算を抜本的に増額すること。

七、人権・ジェンダー平等の推進について

- 1、離婚後も「共同親権」を導入する民法改正案が、今国会で強行されたが、DV・虐待被害者、支援者、弁護士らからも反対の世論が急速に広がっている。裁判所の認定基準もあいまいであり、子の権利や福祉が損なわれる危険は否定できないことから、2年後の施行を待たずに根本的な見直しを国に求めること。
- 2、夫婦別姓を認めていないのは日本だけである。日本経団連からも求められている「選択的夫婦別姓」の早期実施を政府に求めること。
- 3、同性婚を認めるパートナーシップ制度は、県内市町村でも広がっている。憲法24条に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を県としても早期に制定すること。
- 4、県として県立学校および県有施設に生理用品の配備をすること。また小中学校など市町村でも実施できるよう支援すること。

以上